

策定年月日	平成 7 年 1 月 13 日
変更年月日 (第 1 回)	平成 13 年 6 月 25 日
変更年月日 (第 2 回)	平成 16 年 12 月 10 日
変更年月日 (第 3 回)	平成 18 年 7 月 5 日
変更年月日 (第 4 回)	平成 20 年 12 月 5 日
変更年月日 (第 5 回)	平成 22 年 6 月 4 日
変更年月日 (第 6 回)	平成 26 年 10 月 1 日
変更年月日 (第 7 回)	令和 3 年 3 月 31 日
変更年月日 (第 8 回)	令和 5 年 9 月 29 日

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想



令和 5 年 9 月

鳥 取 市

目 次

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業 経営の指標	5
第 4 第 2 及び第 3 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	6
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 本市が主体的に行う取組み	
3 関係機関との連携・役割分担の考え方	
4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・ 相互提供	
第 5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	8
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標	
2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
第 6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	9
1 第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、第 19 条第 1 項に規定する地域 計画の区域の基準その他第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項	
2 利用権設定等促進事業に関する事項	
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の 基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受け て行う農作業の実施の促進に関する事項等	
5 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項	
第 7 その他	21

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1 鳥取市は、鳥取県東部に位置する県庁所在地で、平成16年の1市8町村の合併により、総面積約766km²、人口20万人の特例市となり、平成30年には山陰東部圏域全体が活力ある地域として発展し、さらに充実したサービスを提供できるよう中核市へ移行した。

本市では、主要作物の水稻を中心に、市街地近郊での葉物野菜の栽培、砂丘地の特性を生かしたらっこう、甘藷、丘陵地、山間地での梨、柿、桃などの果樹作と幅広く農業が営まれている。農業産出額は、128億円（農林水産省平成30年生産所得統計）で作物別割合をみると水稻38%（48.8億円）を中心に近年は施設栽培の花き・野菜等収益性の高い農業への転換が図られると共に、飼料用米や飼料作物への転換も進めている。

今後は、平成30年に本市のあるべき姿、目指す方向、施策をとりまとめた鳥取市農業振興プランや総合計画に基づきながら、土地利用型作物の生産性の向上を図るために、農地中間管理事業を活用し、意欲ある担い手へ農地の集積を進めるとともに、認定農業者など中心的な担い手の育成に努める。また、地域の立地条件に即した高収益性の作物、作型を担い手農家を中心に導入し、産地の形成を図る。

具体的な方法として、野菜については転作田を利用した栽培も含め、水田農業ビジョン等に掲げる白ネギ、アスパラガス、ブロッコリーなどの振興作物を中心にはじめる。果樹については、果樹農家の主要品目である梨、柿、桃、ブドウ等の栽培技術の改善や、優良品種の導入を進めるとともに、果樹農家における後継者不足解消のため第三者への継承を関係機関が連携し取組む。畜産については、繁殖牛の増頭や和子牛の生産拡大を図るなど高収益の経営展開を図り、さらには優良雌牛の品種改善を促進するほか、良質の粗飼料を増産し、自給率を高め、経営の合理化を行うとともに、良質な堆肥を農地に還元することにより耕畜の連携を図る。施設園芸については、収益性の高い作目、作型を認定農業者を中心に導入する。これら農畜産物の今後の生産振興施策として、集落単位若しくは複数集落単位毎に地域の自然条件などを生かした特色ある產品づくりを検討することとする。

2 本市の農業構造については、県東部の商工業の中心部でもあるため、兼業化による農業経営が過半となっている。専業農家や自給的農家は近年微増で推移しているものの兼業農家数が減少し、農家戸数全体では10年間で約38%減少している。また農用地面積も減少するとともに、農家人口の減少と兼業就農者の高齢化が進み、後継者不足が深刻になってきている。中山間地域等条件の不利な地域においても耕作放棄地の増加が顕著である。農業就農者の高齢化に伴い、農業機械の更新時や世代交代等を契機として農地の流動化や農業を辞める農家の増加が進みつつある。

このような中、担い手の確保に向け認定農業者の育成に努めているものの、認定農業者数は年々減少傾向にあり、今後一層の制度の推進が求められる状況にある。10年後の地域農業を想像したとき「誰がどの農地を守っていくのか」を明確にしておく必要があり、そのため「地域計画」の作成を推進する。人と農地に関する様々な課題を解決するため、本市、本市農業委員会、農業協同組合、県東部農林事務所等を構成メンバーとして設置している「人・農地

「チーム会議」は、地域計画の作成に向けた協議の場の設置・協議の実施や担い手の意向把握に連携して努めていくこととする。本市では、担い手の確保に向け、平成19年設立の「とつとりふるさと就農舎（鳥取市新規就農者技術習得支援施設）」を拠点に新規就農者の育成確保を図っている。また、新たに農業参入する企業等への支援も進めながら新たな作目にも取り組み、効率的な農業経営等を確立するために、農地流動化施策等を活用し、地域農業を担う多様な経営体の育成を図る。

3 本市では、このような地域の農業構造の現状及び見通しの下に、農業を職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成するものとする。

具体的な経営の指標は、本市の優良事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主業とする者又は農業経営を行う法人が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者一人当たり概ね360万円）、年間労働時間（主たる従事者の年間労働時間概ね1,800時間）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市農業生産を行う農業構造を確立していくことを目指す。

4 本市は、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、関係機関、関係団体に協力を求めつつ本制度の積極的活用を図るものとする。

本市は鳥取市農業再生協議会の構成機関である県東部農林事務所、農業協同組合、本市農業委員会等との連携の下で、各地域における農業の将来展望と地域内の農業を担う者を明確にするため「地域計画」の作成に取り組む必要がある。

地域計画の作成については、農地利用最適化推進委員とともに将来の地域農業の核となる地域内の農業を担う者の掘り起しと持続的な農業を進めるための方策など各々農家からの意見をまとめるなどして10年後、地域内の農業を担う者が効率よく営農展開していく仕組の構築、農地の保全、維持管理について地域の共同活動として展開していく取組について明確にしていく。その中には日本型直接支払制度の活用も推進しながら、守り活かすべき農地と非農地化すべき農地の仕分けをしながら、地域内の農業を担う者への農地の集約化をより一層進めていくものとする。

集落営農は集落ぐるみで農地を維持管理するために重要な役割を果たすことから、その組織化、法人化、さらには特定農業法人への移行を今後も推進していく。特にこれら土地利用型の農業経営を行う意欲ある農業者や集落営農法人に対して、農地中間管理事業を活用した農業経営基盤の強化を促進する必要がある。具体的には農地中間管理機構や（一財）鳥取市農業公社（以下「農業公社」という。）、農業協同組合等の活動を軸にした地域計画の実行が重要であり、地元との話し合いなどを通じて担い手となる農業者や集落営農組織等へ農地集積する仕組みを作り、円滑な農地流動化を推進することとする。

中山間地の条件不利地等においては、地域計画で作成した目標地図を基礎に中山間地域等直接支払制度を活用し、集落協定による集落機能の維持管理を図りながら、農作業の共同化、農業用機械の共同利用等を促進し、農用地の維持保全に努める。

5 本市は、鳥取市農業再生協議会の構成員により農業経営改善計画の認定を受けた農業者若しくは組織経営体又は今後育成すべき農業者を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等、重点的指導及び研修会の開催を行う。

また、農業経営改善計画の終期を迎える認定農業者に対して、経営の更なる向上を内容とした経営改善計画の作成を支援し、目標未達成の場合、その要因分析、課題の解決方向等の検討を行い、経営改善計画を見直し、再認定を推進する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の令和元年の新規就農者は4名であり、うち2名の親元就農者も含め過去5年間横ばいの状況となっているが、従来からの基幹作物である梨、らっきょうに加え、施設野菜のイチゴの生産者も増加しており、産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

そのためにはホームページ等での公募、就農相談会での勧誘のほか、農業協同組合、本市農業委員、認定農業者、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構（以下「担い手育成機構」という。）、県農業経営・就農支援センターとの連携による情報収集や面談を積極的に行う。

また、県の研修制度であるアグリスタート実践研修の利用を促進するとともに、「とっとりふるさと就農舎」を活用した研修が若者の農業志向の変化や収益性の高い農業経営の実践につながるよう、カリキュラムの充実を図る。

ア 確保・育成すべき人数の目標

鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新規就農者（独立自営就農者）を確保する目標を踏まえ、本市においては年2人程度の確保を目標とし、農業法人等への雇用就農も含め、年間6人程度の新規就農者の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標本市及びその周辺地域の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり概ね1,800時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の7割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得250万円、夫婦による共同経営の場合330万円）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本市の取組み

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細かに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については新たな担い手の確保の観点から、農地中間管理機構である担い手育成機構や農業委員会、農業公社による優良農地の紹介を行う。技術・経営面については県農業改良普及所や農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

また、親元就農については、確実な農業経営の定着が見込まれることから、親の経営力向上、家族経営協定の締結による家族内の役割分担の明確化、子への継承までを関係機関等の連携によって着実な支援を行っていくこととする。

担い手農家の後継者、兼業農家の後継者、独立自営就農者等、形態に関わらず、新たに農業経営を営もうとする青年の確保・育成において最も重要なことは、農業を営む地域で住み暮す人々との関わりをいかに育むかである。今後は、新規就農を支援する関係者が一丸となってそれぞれの役割を認識しながら支援を行っていく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次の通りである。

ただし、モデル類型の詳細は別記1に掲載するものとする。

NO	モデル類型	適用地域	別記ページ数	備考
1	水稻+大豆+作業受託	全 域	26	
2	水稻+飼料用米	全 域	27	
3	水稻+白ネギ+飼料用米	全 域	28	
4	らっきょう+果樹（梨）+水稻	海浜部	29	
5	らっきょう	海浜部	30	
6	白ねぎ	全 域	31	
7	花壇苗	全 域	32	
8	果樹（梨）	中山間地	33	
9	果樹（梨+柿）	中山間地	34	

10	果樹（ぶどう）	中山間地	35	
11	乳用牛（フリーストール方式）+和牛（繁殖）	中山間地	36	
12	肉用牛（繁殖肥育一貫）	中山間地	37	
13	肉用牛（黒毛和種+交雑種肥育）	中山間地	38	

<組織経営体>

NO	モデル類型	適用地域	別記ページ数	備考
14	水稻+飼料用米（組織経営体）	全 域	39	
15	水稻+大豆+作業受託（組織経営体）	全 域	40	
16	水稻+白ねぎ+飼料用米（組織経営体）	全 域	41	

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。ただし、モデル類型の詳細は別記2に掲載するものとする。

NO	モデル類型	適用地域	別記ページ数	備考
1	水稻+白ねぎ+飼料用米	全 域	42	
2	らっきょう	海浜部	43	
3	らっきょう+果樹（梨）	海浜部	44	
4	白ねぎ	全 域	45	
5	白ねぎ+アスパラガス	全 域	46	
6	白ねぎ+施設野菜（ほうれん草）	全 域	47	
7	施設野菜（キュウリ・トマト・ほうれん草）	全 域	48	
8	施設野菜（トマト・ほうれん草）	全 域	49	
9	施設野菜（いちご）	全 域	50	

10	果樹（梨）	中山間地	51	
11	果樹（柿）	中山間地	52	
12	果樹（梨）+白ねぎ	中山間地	53	
13	果樹（ぶどう）+白ねぎ	中山間地	54	

第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市は、効率的かつ安定的な経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県農業経営・就農支援センター、県農業改良普及所、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農業公社や先進的な法人経営体等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者や非農家等の労働力や繁閑期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

これらの対策を講じることで担い手への農地集積や大規模経営化を進めつつ、あわせて本市の農業や農村を支えている中小農業者の生産基盤の強化を図る。

2 本市が主体的に行う取組み

第1の6の(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

新規就農希望者に対し、県農業経営・就農支援センター、県農業改良普及所や農業協同組合等と連携しながら、就農相談を受け付けるとともに就農に向けた情報提供(研修、空き家に関する情報等)による支援を行う。

また、とつとりふるさと就農舎等において、県外からのI J Uターン者青年等への農業体験の受け入れから栽培技術などの農業研修から就農地の確保まで一貫して支援を行う。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組みを実施する。具体的には、生

産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることにより、農業に関する知見を広められるようとする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組み

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

新規就農者に対し、県農業改良普及所、農業協同組合、農業委員、農地利用最適化推進委員、指導農業士、地元農業者等と連携・協力し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年1回以上の面接を行うことにより、営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行う。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう配慮するとともに、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じて、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を整備する。そのために認定農業者協議会や鳥取地区農業士会との交流の機会を設ける。

③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる指導に限らず、複式簿記研修や経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細かな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が本構想に基づく青年等就農計画を作成し、経営開始資金、経営発展支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の作成を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については鳥取市農業再生協議会、県農業経営・就農支援センター、技術や経営ノウハウの習得については、とっとりふるさと就農舎や担い手育成機構等、就農後の営農指導等フォローアップについては、県農業改良普及所、県農業経営・就農支援センター、農業協同組合、県指導農業士等、農地の確保については農地中間管理機構や本市農業委員会等、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

4 就農希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、就農受入組織等と連携し、作付け品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農希望者が必要とする情報を整理し、県農業経営・就農支援センターに情報提供する。

また、経営の移譲を希望する農業者の情報について、農業協同組合等と連携して積極的に把握するよう努め、県農業経営・就農支援センターと連携して円滑に継承できるよう必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げるとおりである。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標

<現状（令和元年度）>

総農家数	6,779 戸
耕地面積	6,900ha
1,492ha(現在の集積率 21.6%)	

<令和10年度>

→	4,201 戸
→	6,361ha
1,680ha (集積率 26.4%)	

効率的かつ安定的な農業経営 318 経営体【4.6%】

個別経営体
(認定農業者及び農地所有適格法人、
2ha以上 の農家数及び1ha以上の果樹農家) 232 経営体

組織経営体
(集落営農組織)
31 経営体

準経営体
(新規就農者、認定新規就農者、親元就農者及び人・農地プラン、水田フル活用ビジョンに位置づけられた者)
55 経営体

効率的かつ安定的な農業経営 336 経営体【8%】

個別経営体

239 経営体

組織経営体

35 組織

準経営体

62 経営体

※「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占めるシェアの目標」は、個別経営体及び組織経営体等の地域における農用地利用面積のシェアの目標である。

※目標年次は、県の方針と同じ令和10年度とする。

※「個別経営体」とは、認定農業者（集落営農法人は組織経営体として集計。）及び認定農業者を目指す水田面積2ha以上の農業経営を行う個人・法人（認定志向農家）のこと。

※「組織経営体」とは、集落内の営農を一括管理・運営する集落営農組織（法人含む）のこと。

※「準経営体」とは、新たに農業経営を開始し、青年等就農計画の認定を受けた経営開始後5年

以内の認定新規就農者、親元就農者及び実質化された人・農地プラン、水田フル活用ビジョンに位置づけられた中心経営体のこと。

※「実質化された人・農地プランに位置づけられた中心経営体」とは、令和元年以降地域の話し合いにより今後の地域農業の中心となる経営体として人・農地プランに位置づけられた個人・法人・集落営農のこと。

2 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、鳥取市農業再生協議会を活用し、県東部農林事務所、本市農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、農業公社との緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえ、効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組みを促進する。その際、本市は、農地中間管理機構をはじめとする関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域計画の作成、更新を目的とした地域での話し合いの推進などにより地域の農業者をはじめとする関係者の合意形成の結果や農地中間管理事業により集められた情報をもとに出し手と受け手を適切に結び付け農地の集積を推進するよう努める。

具体的には、人・農地チーム会議における関係機関及び関係団体相互の調整機能を強化し、鳥取市農業再生協議会その他の推進組織との連携を図るとともに、農業委員会の農地利用最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地利用の効率化・高度化の促進）の業務の中でも、地域の農業関係者の合意形成を図るよう努めることとする。

なお、農用地の利用を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組みを行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域計画などに向けた地域における話し合い活動の中で、適正な経営規模となるよう十分な調整を行うこととする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の2の「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性を活かし、かつ複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 平坦部においては、ほ場区画の大型化を推進するとともに、担い手農業者が連坦した農地で効率的な生産が行えるよう、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

イ 中山間地域においては、中山間地域等直接支払制度を活用し、施設・機械等の共同化等集落営農組織の育成を図り、耕作放棄地の発生防止・復旧を促進し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とする。このことによって、担い手不足の下で多発している耕作放棄地の解消に努める。

また、担い手農家、次世代人材、定年帰農者等と協働し、将来にわたって持続的な農業生産活動を実現する。さらに、集落全体の指針である集落戦略の作成を促進し、地域計画と連携した取組みを目指す。

ウ 砂丘畑においては、農作業機械の大型化による農道幅の不足、飛砂による圃場の傾斜化等により作業効率が低下している。

このため、効率的な生産基盤条件の確立が必要であり、これを踏まえて、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項（地域計画推進事業に関する事項）

(1) 協議の場の設置方法

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに設定することとし、開催に当たっては、ホームページへの掲載に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。協議の場の参加者から協議事項に係る問い合わせへの対応を行うための窓口を農政企画課に設置する。

(2) 地域計画の区域の基準

農業用の利用が行われる農用地等の区域については、平成24年度から取り組んだ人・農地プランの14区域を基に農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとする。その上で、様々な努力を払ってもなお農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他地域計画達成に資するための事業に関する事項

本市は地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定が行われ

ているか進捗管理を毎年実施する。

また、農地中間管理事業等の実施を促進する事業については、地域計画の達成に資するよう、積極的な取組みを行い、農地の集積・集約化に努めるものとする。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を含む）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） その者が農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員）がいるものとする。

（オ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者の確保が確実である場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、農業を維持していくために代替地を取得する場合、認定新規就農者等が農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等、特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業施設用地とすることが適當な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定を受ける場合又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金が利用権の設定を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し、定めるところによる。
- ④ 利用権の設定を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号。以下、「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適當な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

（2） 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を行う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省構造改善局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 本市は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るために必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 申出及び要請

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、本市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき

旨を申し出ることができる。

- ③ ②に定める申出を行う場合において、(4) の②の規定により利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5) の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5) の②の規定による農用地利用改善団体又は農業協同組合からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定を受けようとする者（(1) に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようになる。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1) の④に定めるものである場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（1）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
- (イ) 現状回復の費用の負担者
- (ウ) 現状回復がなされないときの損害賠償の決め
- (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7) の②に規定する土地ごとに(7) の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得るものとする。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5) の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容の内(7) の①から⑥までに掲げる事項を本市の掲示板への掲示により公告するものとする。

公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(10) 利用権の設定を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(11) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(12) 農用地利用集積計画の取消し等

① 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1) の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を構づべ

きことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(2) 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9) の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

(3) 本市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を本市の掲示板への掲示により公告する。

(4) 本市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

(5) 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認められるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理機構の事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の支援

本市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体等による農用地利用改善事業の実施を支援する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適當であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適當であると認められる区域（概ね1以上の集落）とする。

なお、農用地の効率的かつ安定的な利用に支障をきたさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2) に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規定の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を本市に提出して、農用地利用規程について本市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合すること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資すること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区

内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5) の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5) の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5) の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2) に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5) の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有地以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- (2) ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- (3) 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- (1) 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- (2) 本市は、(5) の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるよう努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るために農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- キ 農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出のあった場合は、関係団体と連携して調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

(1) 農用地の利用度の向上

本市は、不作付地や相続未登記農地等の低未利用農用地の利用度の向上を図るため、農業委員会、担い手育成機構、農業協同組合その他農業に関する団体と協力して、低利用農地の整備、振興作物の導入等を積極的に推進するものとする。

(2) 関連施策の推進

本市は、農業生産基盤整備、農地中間管理事業等の推進、地力の維持増進、農業近代化施設の導入、農業技術の普及、農産物の流通の改善、堆肥、副産物の有効利用その他関連事業の積極的な推進に努めるものとする。

このほか、本市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう配慮するものとする。

なお、農地中間管理事業の推進については、鳥取市全域の重点地区を中心に関係機関と連携し積極的な取組を行い、面的な集積が図られるよう努めるものとする。

(3) 農地中間管理事業の推進

鳥取県域を区域として農地中間管理事業及び特例事業を行う担い手育成機構との連携の下に普及啓発活動等を行うことよって、同機構が行う事業の実施の促進を図る。また、本市農業委員会の農業委員、農地利用最適化推進委員及び本市の農地中間管理事業推進員は、地域農業の担い手及び遊休農地を含む農用地の所有者等の意向の把握及び利用調整に努め、事業の推進に資するよう活動するものとする。

また、本市は担い手育成機構（農地中間管理機構）から農地の貸借に関する相談窓口などを業務とする委託契約を締結し、認定農業者や担い手農業者へ農地の斡旋、貸借契約をはじめとする農用地の有効活用を促進するものとする。併せて本市の遊休農地の解消にむけ、再生可能な農地について借受希望者が耕作できるよう農地中間管理機構へ依頼し復旧するよう努める。ただし、借受者が耕作できなくなった場合には、鳥取県、本市農業委員会、農業協同組合、農業公社、担い手育成機構等が連携し、利用調整を行う。

(4) 農業委員会、農業協同組合、農業公社、土地改良区等の関係団体は、農地中間管理事業及び特例事業を促進するため、担い手育成機構に対し、人・農地チーム会議その他の機会を捉えて情報提供、事業の協力をを行うものとする。

(5) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、県東部農林事務所、本市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示した効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

本市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努

めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化の促進に関する必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- この構想は、平成7年1月13日から施行する。
- この構想は、平成13年6月25日から施行する。
- この構想は、平成16年12月10日から施行する
- この構想は、平成18年7月5日施行する。
- この構想は、平成20年12月5日から施行する。
- この構想は、平成22年6月4日から施行する。
- この構想は、平成26年10月1日から施行する。
- この構想は、令和3年3月31日から施行する。
- この構想は、令和5年9月 日から施行する。

別紙1 (第6の2の(1)の⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象農地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
- 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・・・ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定を受ける場合
 - ・ その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定を受ける場合
 - ・・・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・・・ その土地を効率的に利用することができると認められること。

Ⅰ 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。）</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農業委員会が供する賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸主の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するようになるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃を全額支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸主の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、それを金銭に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するようになるものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令により権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価格について当該利用権の当事者の双方の申出に基づき、鳥取市が認定した額を費やした金額又は増価格する旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
①の①と同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、②の③と同じ。</p>	③の③と同じ。	④の④と同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
①の①と同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	<p>③の③と同じ。この場合において③の中「借賃」とあるのは「損益」と「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合は「受託者」といいう。）」と読み替えるものとする。</p>	④の④と同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに對価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

1 水稻 + 大豆 + 作業受託

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 20.0ha	水稻	14.0ha	480kg/10a	2.5人
	大豆	6.0ha	180kg/10a	
	作業受託	10.0ha		
	受託大豆	6.0ha		
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
作業場	鉄骨造	300		・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
ビニールハウス	300m ²	2		
トラクター	30ps4WD	2		・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
ブロードキャスター	300ℓ	1		
ロータリー	180cm	1		
代かきハロー	260cm	1		
畦塗り機	乾湿兼用	1		【農業従事の態様】
播種機	200箱/h	1		・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。
蒸気育苗器	240箱	3		
催芽機（湯温消毒）	16kg	1		・必要に応じて水管等を委託者に再委託するなど適切な栽培管理が実施できるように配慮する。
乗用田植機	側条6条	1		
動力散布機	26ℓ 背負	1		
草刈機		2		【その他】
サブソイラー	1条	1		・水稻品種、大豆品種の組み合わせに配慮して作期の分散を図り、作業の集中を避ける。
自脱型コンバイン	4条30ps	2		
穀物乾燥機	3t循環式	2		・播種から乾燥調製にいたる一連の機械施設を整備し、効率的な活用を行う。（大豆は委託調製）
糲摺り機	揺動型	1		
穀物計量機	2.4t/h	1		
大豆播種機	4条	1		
乗用管理機	23ps	1		
大豆コンバイン	1.5m幅	1		
普通トラック	1t	1		
軽トラック	660cc4WD	1		

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

2 水稲+飼料用米

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 18.0ha	水稻 飼料用米	12.0ha 6.0ha	480kg/10a 540kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
作業場	鉄骨造	300		・複式簿記記帳の実施により、財務
ビニールハウス	300m ²	2		管理・資金管理を徹底する。
トラクター	30ps4WD	2		・家族経営協定の締結を通じ、経営
プロードキャスター	300ℓ	1		内における世帯員の役割分担、労働
ロータリー	180cm	1		時間、休日、休暇等の就業条件、収
代かきハロー	260cm	1		益の分配等について明確化する。
畦塗り機	乾湿兼用	1		【農業従事の態様】
播種機	200箱/h	1		・農繁期における臨時雇用の確保に
蒸気育苗器	240箱	3		より過重労働を防止する。
催芽機（湯温消毒）	16kg	1		・必要に応じて水管等を委託者に
乗用田植機	側条6条	1		再委託するなど適切な栽培管理が実
草刈り機		2		施できるように配慮する。
自脱型コンバイン	4条30ps	2		【その他】
穀物乾燥機	3t循環式	3		・水稻品種の組み合わせに配慮して
糲摺り機	揺動型	1		作期の分散を図り、作業の集中を避
穀物計量機	2.4t/h	1		ける。
乗用管理機	23ps	1		
普通トラック	1t	1		
軽トラック	660cc4WD	1		

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

3 水稲+白ねぎ+飼料用米

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 20.0ha	水稻 白ねぎ 飼料用米	12.0ha 0.6ha 7.4ha	510kg/10a 2,400kg/10a 540kg/10a	2.5人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
作業場	鉄骨造	300		・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を徹底する。
ビニールハウス	300m ²	2		【農業従事の態様】
トラクター	30ps4WD	2		・農繁期においては不足労力を臨時雇用する。
プロードキャスター	300ℓ	1		・畦畔の草刈り、施肥方法などに省力技術を取り入れ、適切な労務管理を実施する。
ロータリー	180cm	1		・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
代かきハロー	260cm	1		【その他】
畦塗り機	乾湿兼用	1		・水稻品種の組み合わせに配慮し作物の分散を図り作業集中を避ける。
播種機	200箱/h	1		・水稻播種から乾燥調製までの一連の機械施設を整備し、効率的な活用を行う。
蒸気育苗器	240箱	3		
催芽機（湯温消毒）	16kg	1		
乗用田植機	側条6条	1		
草刈り機		2		
自脱型コンバイン	4条30ps	2		
穀物乾燥機	3t循環式	3		
糲摺り機	揺動型	1		
穀物計量機	2.4t/h	1		
ライムソワー	230ℓ	1		
動力噴霧器	6ps			
土寄せ機	6.6ps			
掘取用管理機	3.5ps			
皮むき機・コンプレッサー	1.9kw			
結束機	55w			
普通トラック	1t			
軽トラック	660cc4WD			

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

4 らっきょう + 果樹（梨）+ 水稻

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.5ha	水稻	0.5ha	510kg/10a	3.0人
畑 1.6ha	らっきょう	1.6ha	1,470kg/10a	
樹園地 0.4ha	梨（二十世紀）	0.15ha	3,800kg/10a	
	梨（新甘泉）	0.1ha	3,300kg/10a	
	梨（王秋）	0.1ha	4,500kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
倉庫・納屋作業場	木造	50		・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
農機具格納庫・車庫	鉄骨	1		
揚水ポンプ舎	鉄骨	0.2		・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
給水パイプ		200		
貯水槽	コンクリート	0.4		
梨棚	鉄柱鉄線	35		
トラクター	24ps4WD	1		【農業従事の態様】
トラクター	30ps2WD	1		・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
ロータリー	160cm	1		
土壤消毒機	6条	1		【生産方式】
掘り取り機	7条	1		・らっきょうは作業機械を効果的に活用するとともに、労働力を確保し、適期に植付けする。
ハンマーモア	8ps	1		
集草機	8ps	1		
動力噴霧機	可搬式6ps	1		・梨は二十世紀梨と新品種を組合せ、労力の分散を図る。
運搬車	6.1ps600kg	1		
作条機	8条	1		
トレンチャー	7psチェーン式	0.13		
スピードスプレーヤ	1000ℓ	0.13		
揚水ポンプ	50mm	0.13		
ロータリーモア	自走6ps	0.13		
乗用型田植機	側条4条	0.1		
動力散布機	26ℓ背負	1		
草刈機	肩掛け式	1		
自脱型コンバイン	3条	0.08		
播種機	100箱/h	0.1		
普通トラック	1t2WD	1		
軽トラック	660cc4WD	1		
梨樹	ゴールド二十世紀	15		
梨樹	新甘泉	10		
梨樹	王秋	10		

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

5 らっきょう

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
畠 2.8ha	らっきょう	2.8ha	1,470kg/10a	3.0人
生産方式				経営管理の方法・農業従事の態様
<主な資本装備> <規格・能力> <台数・面積>				【経営管理の方法】
倉庫・納屋作業場	木造	50	・複式簿記記帳の実施により、財務	
トラクター	24ps4WD	1	管理・資金管理を徹底する。	
トラクター	30PS4WD	1	・家族経営協定の締結を通じ、経営	
ロータリー	160cm	1	内における世帯員の役割分担、労働	
土壤消毒機	6条	1	時間、休日、休暇等の就業条件、収	
掘り取り機	7条	1	益の分配等について明確化する。	
ハンマーモア	8ps	1	【農業従事の態様】	
集草機	8ps	1	・農繁期における臨時雇用の確保に	
動力噴霧機	可搬式6ps	1	より、過重労働を防止する。	
運搬車	6.1ps600kg	1	【生産方式】	
作条機	8条	1	・らっきょうは作業機械を効果的に	
普通トラック	1t2WD	1	活用するとともに、労働力を確保	
軽トラック	660cc4WD	1	し、適期に植付けする。	

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

6 白ねぎ

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 1.5ha	夏ねぎ 秋冬ねぎ	0.5ha 1.0ha	2,100kg/10a 2,400kg/10a	3.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備> <規格・能力> <台数・面積>			【経営管理の方法】	
作業場	木造	60	・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。	
トラクター	24ps4WD	1	・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。	
ロータリー	160cm	1	【農業従事の態様】	
ライムソワー	230ℓ	1	・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。	
動力噴霧機	6ps	1	【生産方式】	
草刈機	肩掛け式	1	・各作型とも栽培時期に応じた品種を組合せ、品質、収量を確保する。	
土寄せ機	6.6ps	1	・計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷期の分散を図る。	
掘り取り用管理機	3.5ps			
皮むき機・コンプレッサー	1.9kw			
結束機	55w			
軽トラック	660cc			

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

7 花壇苗

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.5ha	葉ボタン パンジー マリーゴールド ペチュニア サルビア	0.1ha 0.3ha 0.1ha 0.1ha 0.1ha	51,000鉢/10a 65,000鉢/10a 65,000鉢/10a 60,000鉢/10a 60,000鉢/10a	3.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>	<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】	
作業場	木造瓦葺	40	・複式簿記記帳の実施により、財務	
ビニールハウス	6m×50m	10	管理・資金管理を徹底する。	
農用井戸	撃打式		・家族経営協定の締結を通じ、経営	
トラクター	20ps4WD	1	内における世帯間の役割分担、労働	
ロータリー	140cm	1	時間、休日、休暇等の就業条件、収	
動力噴霧機	可搬式6ps	1	益の分配等について明確化する。	
灌水ポンプ	2.2ps	1	【農業従事の態様】	
背負式動力噴霧機	1.2ps	1	・農繁期における臨時雇用の確保に	
真空播種機	100V100トレイ	1	より、過重労働を防止する。	
普通トラック	1t2WD5MT	1	【生産方式】	
軽トラック	4WD5MT		・各品目とも計画的に播種、鉢上げ	
			し、出荷時期の分散を図る。	

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

8 果樹（梨）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
樹園地 1.0ha	ゴールド二十世紀	0.2ha	3,800kg/10a	2.0人
	ハウス二十世紀	0.2ha	4,000kg/10a	
	新甘泉	0.2ha	3,300kg/10a	
	秋甘泉	0.2ha	3,800kg/10a	
	王秋	0.2ha	4,500kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
作業場	木造	50		・複式簿記記帳の実施により、財務
農機具格納庫	鉄骨スレート	6		管理・資金管理を徹底する。
梨棚	鉄柱鉄線	100		・家族経営協定の締結を通じ、経営
大型ハウス	パイプ	20		内における世帯員の役割分担、労働
トラクタ	24ps4WD	0.5		時間、休日、休暇等の就業条件、収
ロータリ	160cm	0.5		益の分配等について明確化する。
トレンチャー	7psチェーン式	0.14		【農業従事の態様】
スピードスプレーヤ	1000ℓ	0.14		・農繁期における臨時雇用の確保に
ロータリーモア	自走6ps	1		より、過重労働を防止する。
動力運搬車	5ps500kg	1		【生産方式】
簡易加温機	ダクト式	1		・新甘泉、秋甘泉の混植栽培によ
軽トラック	660cc	1		り、受粉作業の省力化を図る
梨樹	ゴールド二十世紀	20		・二十世紀中心の経営から品種更新
梨樹	ハウス二十世紀	20		を進め、経営面積の半分を赤梨とす
梨樹	新甘泉	20		る。
梨樹	秋甘泉	20		
梨樹	王秋	20		

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

9 果樹（梨+柿）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.5ha	ゴールド二十世紀	0.3ha	3,800kg/10a	2.0人
樹園地 1.2ha	新甘泉	0.2ha	3,300kg/10a	
	王秋	0.2ha	4,500kg/10a	
	西条	0.3ha	2,000kg/10a	
	富有	0.2ha	2,200kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
作業場	木造	50		・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
農機具格納庫	鉄骨スレート	6		
梨棚	鉄柱鉄線	70		・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
トラクタ	24ps4WD	0.5		
ロータリ	160cm	0.5		
トレンチャー	7psチェーン式	0.14		
スピードスプレーヤ	1000ℓ	0.14		【農業従事の態様】
ロータリーモア	自走6ps	1		・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
動力運搬車	5ps500kg	1		
軽トラック	660cc	1		【生産方式】
梨樹	ゴールド二十世紀	30		・新甘泉、秋甘泉の混植栽培により、受粉作業の省力化を図る。
梨樹	新甘泉	20		
梨樹	秋甘泉	0		・梨の品種構成を赤梨中心とし、柿と組み合わせて雇用労賃を抑え省力化を図る。
梨樹	王秋	20		
梨樹	西条	30		
梨樹	富有	20		

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

10 果樹（ぶどう）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
樹園地 0.5ha	無加温巨峰	0.1ha	1,400kg/10a	2.0人
	無加温デラウエア	0.2ha	1,500kg/10a	
	無加温ピオーネ	0.1ha	1,500kg/10a	
	シャインマスカット	0.2ha	1,800kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
作業場	木造瓦葺	50		・複式簿記記帳の実施により、財務
ブドウ棚	鉄柱鉄線	60		管理・資金管理を徹底する。
パイプハウス	鉄パイプ	60		・家族経営協定の締結を通じ、経営
動力運搬車	8.5ps500kg	1		内における世帯員の役割分担、労働
セット動噴	30ℓ/min	1		時間、休日、休暇等の就業条件、収
管理機	2.4ps	1		益の分配等について明確化する。
軽トラック	600cc	1		【農業従事の態様】
ぶどう樹	巨峰	10		・農繁期における臨時雇用の確保に
ぶどう樹	デラウエア	20		より、過重労働を防止する。
ぶどう樹	ピオーネ	10		【生産方式】
ぶどう樹	シャインマスカット	20		・施設栽培により無加温栽培を行う。 ・着色の心配のない青ぶどうのシャインマスカットへの品種更新を進める。

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

1.1 乳用牛（フリーストール方式）+和牛（繁殖）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
酪農				
経産牛 50頭	生乳	488,000kg	9,800kg/頭	4.0人
育成牛 24頭	子牛	20頭		
	廃用牛	12頭		
和牛				
経産牛 45頭	和子牛	37頭		
育成牛 14頭	廃用牛	7頭		
自給飼料面積 20ha	イタリアンライグ ラム 飼料用トウモロコシ	16.0ha 4.0ha		
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本設備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
フリーストール牛舎	鉄骨,スレート(1800m ²)		1	・複式簿記記帳の実施により、財務
ミルキングパーラー舎	鉄骨,スレート(300m ²)		1	管理・資金管理を徹底する。
育成牛舎	鉄骨,スレート(500m ²)		1	・家族経営協定の締結を通じ、経営
管理事務所	鉄骨,スレート(80m ²)		1	内における2世帯の役割分担、労働
飼料倉庫	鉄骨,スレート(400m ²)		1	時間、休日、休暇等の就業条件、収
農具舎	鉄骨,スレート		1	益の分配等について明確化する。
堆肥舎（ストックヤード）	木造,スレート		1	【農業従事の態様】
攪拌式堆肥化施設	6×70m, 90cm 1		1	・農繁期及び定期の酪農ヘルパー利用により、過重労働を防止する。
パンカーサイロ	コンクリート,鉄骨組		1	・自給飼料生産は5戸共同作業により適期収穫・調製ができるように配慮する。
ボーリング井戸施設	一式		1	【生産方式】
汚水処理施設	一式		1	・フリーストール方式により、乳牛の群管理を徹底し、飼養管理の省力化と大規模化を図る。
送風ファン	0.4kw		0.2	・ミルキングパーラによる搾乳により短時間で効率的な搾乳作業を実現する。
ミルカーユニット	ペリング ボーン		0.2	・堆肥は、堆肥舎及び攪拌式堆肥化施設により、戻し堆肥（敷料）と畑地還元に利用。
バルククーラー	4.5t		0.2	
ポイラー施設	8000kcal		0.2	
トラクタ	80ps4WD		0.2	
トラクタ	80ps4WD		0.2	
コンプリートフィーダー	12m ³		0.2	
フォークリフト	2t		0.2	
マニュアスプレッダー	4t		0.2	
リバーシブルプラウ	20インチ×3連		0.2	
プロードキャスター	800kg		0.2	
ロータリ	240cm		0.2	
コーンプランター	4条		0.2	
K型ローラー	250cm		0.2	
ブームスプレイヤー	1100L		0.2	
コーンハーベスター	2条		0.2	
ダンプワゴン	4m ³		0.2	
ダンプ	4t		1	
ショベルローダー	42ps		1	
フロントローダー			0.2	
高圧プロアー	2kw		1	
軽トラック	660cc4WD		1	
乳牛		80		

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

1.2 肉用牛（繁殖肥育一貫）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
経産牛 50頭	販売子牛	8頭		2.5人
育成牛 12頭	販売肥育牛	60頭	枝肉重量450kg/頭	
子牛 33頭	廃用牛	8頭		
肥育牛 100頭				
自給飼料面積 2ha	タリアンライグ ラス 稻わら集草 畦畔原野草	2.0ha 2.5ha 0.7ha		
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
繁殖牛舎	木造		1	・複式簿記記帳の実施により、財務
肥育牛舎	木造		1	管理・資金管理を徹底する。
堆肥舎	ブロックトタン		1	・家族経営協定の締結を通じ、経営
農具舎	舎鉄骨造		1	内における各自の役割分担、労働時
ホイルローダー	0.6m ³		1	間、休日、休暇等の就業条件、収益
トラクタ	60ps		0.2	の分配等について明確化する。
ブロードキャスター	600L		0.2	
マニュアスプレッダー	自走式3.3t		0.2	【農業従事の態様】
ポトムプラウ	55cm一連		0.2	・自給飼料生産機械は5戸共同利用
ロータリ	200cm		0.2	より負担を軽減し、適期収穫ができる
モアコンディショナー	240cm		0.2	ように配慮する。
テッダーレーキ500cm 0.2	500cm		0.2	
ロールベーラー	120×150cm		0.2	【生産方式】
フロントローダー	800kg		0.2	・繁殖肥育一貫方式により、肥育素
ダンプトラック	2t		1	畜の安定確保と低コスト化を徹底
軽トラック	4WD		1	し、生産性の安定を図る。
繁殖和牛			50	・子牛からの一貫生産により発育向上と生産効率を上げ、枝肉重量の確保と高品質な枝肉生産を行う。 ・堆肥は、堆肥舎により、堆肥化し、農地還元に利用する。

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

1.3 肉用牛（黒毛和種+交雑種肥育）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
肉用牛 200頭 うち 繁殖和牛 20頭 黒毛和種肥育 30頭 交雑種肥育 150頭 水田 1.0ha	肥育 自給飼料	18頭/年 90頭/年 47t/年	枝肉重量 450kg/頭 枝肉重量 480kg/頭	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本設備>	<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】	
畜舎(2,100m ²) 堆肥舎(400m ²) 農具舎(200m ²) ホイルローダー ¹ 普通トラック ¹ 軽トラック ¹ 繁殖和牛 ²⁰	木造,トタン ブロック,トタン 木造,トタン バケット容量0.4m ³ 2t車 4WD	1 1 1 1 1 1 1	・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における各自の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。	
			【農業従事の態様】 ・夫婦2人労働での経営で、自給飼料を利用する。	
			【生産方式】 ・肥育牛の徹底した個体管理により、黒毛和種肉質等級4以上率80%、交雑種肉質等級3以上の安定生産を図る。 ・堆肥は、堆肥舎により、堆肥化し、農地還元に利用する。	

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<組織経営体>

14 水稲+飼料用米（組織経営体）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 18.0ha うち借地 18.0ha	水稻 飼料用米	12.0ha 6.0ha	480kg/10a 540kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
作業場	鉄骨造	300		・複式簿記記帳の実施により、財務
ビニールハウス	300m ²	2		管理・資金管理を徹底する。
トラクタ	30ps4WD	2		・経営内におけるオペレーターの役
ブロードキャスター300L	300L	1		割分担、労働時間、休日、休暇等の
ロータリ	180cm	1		就業条件、収益の分配等について明
代かきハロー	260cm	1		確化する。
畔塗機	乾湿兼用	1		【農業従事の態様】
播種機	200箱/h	1		・農繁期における臨時雇用の確保に
蒸気育苗器	240箱	3		より過重労働を防止する。
催芽機（温湯消毒）	16kg	1		・必要に応じて水管理等を委託者に
乗用型田植機	側条6条	1		再委託するなど適切な栽培管理が実
草刈機		2		施できるように配慮する
自脱型コンバイン	4条30ps	2		【その他】
穀物乾燥機	3t循環式	3		・水稻品種の組み合わせに配慮して
粉碎機	揺動型	1		作期の分散を図り、作業の集中を避
穀物計量機	2.4t/h	1		ける。
乗用管理機	23ps	1		・事業等を活用しながら、播種から
普通トラック	1t	1		乾燥調製にいたる一連の機械施設を
軽トラック	660cc4WD	1		整備し、効率的な運用を行う。

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<組織経営体>

15 水稻+大豆+作業受託（組織経営体）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 20.0ha うち借地 20.0ha	水稻 大豆 受託水稻 受託大豆	14/0ha 6.0ha 10.0ha 6.0ha	480kg/10a 180kg/10a	2.5人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
作業場	鉄骨造	300		・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
ビニールハウス	300m ²		2	・経営内におけるオペレーターの役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
トラクタ	30ps4WD		2	【農業従事の態様】
ブロードキャスター	300L		1	・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。
ロータリ	180cm		1	・必要に応じて水管等を委託者に再委託するなど適切な栽培管理が実施できるように配慮する
代かきハロー	260cm		1	【その他】
畔塗機	乾湿兼用		1	・水稻品種の組み合わせに配慮して作期の分散を図り、作業の集中を避ける。
播種機	200箱/h		1	・事業等を活用しながら、播種から乾燥調製にいたる一連の機械施設を整備し、効率的な運用を行う。（大豆は委託調製）
蒸気育苗器	240箱		3	
催芽機（温湯消毒）	16kg		1	
乗用型田植機	側条6条		1	
動力散布機	26L背負		1	
草刈機			2	
サブソイラー	1条		1	
自脱型コンバイン	4条30ps		2	
穀物乾燥機	3t循環式		2	
搾搾機	揺動型		1	
穀物計量機	2.4t/h		1	
大豆播種機	4条		1	
乗用管理機	23ps		1	
大豆コンバイン	1.5m幅		1	
普通トラック	1t		1	
軽トラック	660cc4WD		1	

別記1 経営類型ごとの経営規模等の指標

<組織経営体>

1.6 水稻 + 白ねぎ + 飼料用米 (組織経営体)

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 20.0ha うち借地 20.0ha	水稻 白ねぎ 飼料用米	12.0ha 0.6ha 7.4ha	510kg/10a 2,400kg/10a 540kg/10a	3.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
作業場	骨造	300		・複式簿記記帳による財務管理、資金管理を徹底。
ビニールハウス	300m ²	3		【農業従事の態様】
トラクタ	30ps4WD	2		・農繁期においては不足労力を臨時雇用。
ブロードキャスター	300L	1		・必要に応じ畦畔の草刈り、水管理、水路管理などを委託者へ再委託するなど適切な労務管理を実施。
ロータリ	180cm	1		【その他】
代かきハロー	260cm	1		・水稻品種の組み合わせに配慮し作物の分散を図り作業集中を避ける。
畔塗機	乾湿兼用	1		・水稻播種から乾燥調製までの一連の機械施設を整備し、効率的な活用を行う。
播種機	200箱/h	1		
蒸気育苗器	240箱	3		
催芽機（温湯消毒）	16kg	1		
乗用型田植機	側条6条	1		
動力散布機	26L背負	1		
草刈機		3		
自脱型コンバイン	4条30ps	2		
穀物乾燥機	3t循環式	3		
糲摺機	揺動型	1		
穀物計量機	2.4t/h	1		
ライムソワー	230L	1		
動力噴霧機	6ps	1		
土寄せ機	6.6ps	1		
掘取用管理機	3.5ps	1		
皮むき機・コンプレッサー	1.9kw	1		
結束機	55w	1		
普通トラック	1t	1		
軽トラック	660cc4WD	1		

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

1 水稻+白ねぎ+飼料用米

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 15.1ha	水稻 白ねぎ 飼料用米	9.8ha 0.6ha 4.7ha	480kg/10a 2,400kg/10a 540kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
作業場	木造瓦		50	・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
ビニールハウス	300m ²		1	【農業従事の態様】
トラクタ	30ps4WD		2	・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
ブロードキャスター	300L		1	・畦畔の草刈り、施肥方法などに省力技術を取り入れ、適切な労務管理を実施。
ロータリ	180cm		1	・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
代かきハロー	260cm		1	・畦畔の草刈り、施肥方法などに省力技術を取り入れ、適切な労務管理を実施。
畔塗機	湿兼用		1	【その他】
播種機	200箱/h		1	・水稻品種の組み合わせに配慮し昨
蒸気育苗器	240箱		1	期の分散を図り作業集中を避ける。
催芽機（温湯消毒）	16kg		1	・水稻乾燥調製は農協他に委託し、
乗用型田植機	6条側条		1	生産費抑制を図る。
動力散布機	26L背負		1	
草刈機			2	
自脱型コンバイン	4条30ps		1	
ライムソワー	230L		1	
動力噴霧機	6ps		1	
土寄せ機	6.6ps		1	
掘取用管理機	3.5ps		1	
皮むき機・コンプレッサー	1.9kw		1	
結束機	55w		1	
軽トラック	660cc4WD		1	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

2 らっきょう

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
畠 1.8ha	らっきょう	1.8ha	1,470kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
倉庫・納屋作業場	木造		50	・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
トラクタ	30ps2WD		1	・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
ロータリ	160cm		1	【農業従事の態様】
土壤消毒機	6条		1	・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
掘り取り機	7条		1	【生産方式】
ハンマーモア	8ps		1	・らっきょうは作業機械を効果的に活用するとともに、労働力を確保し、適期に植付けする。
集草機	8ps			
動力噴霧機可	可搬式6ps			
運搬車	6.1ps600kg			
作条機	8条			
軽トラック	660cc4WD			

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

3 らっきょう+果樹（梨）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
畠 1.0ha	らっきょう	1.0ha	1,470kg/10a	2.0人
樹園地 0.3ha	二十世紀	0.1ha	3,800kg/10a	
	新甘泉	0.1ha	3,300kg/10a	
	王秋	0.1ha	4,500kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
倉庫・納屋作業場	木造		50	・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
農機具格納庫・車庫	鉄骨		1	
揚水ポンプ舎	鉄骨		0.18	・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
給水パイプ			200	
貯水槽	コンクリート		0.36	
梨棚	鉄柱鉄線吊り棚		30	
トラクタ	24ps4WD		1	【農業従事の態様】
ロータリ	160cm		1	・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
土壤消毒機	6条		1	
掘り取り機	7条		1	【生産方式】
ハンマーモア	8ps		1	・らっきょうは作業機械を効果的に活用するとともに、労働力を確保し、適期に植付けする。
集草機	8ps		1	
動力噴霧機	可搬式6ps		1	・梨は二十世紀梨と新品種を組合せ、労力の分散を図る。
運搬車	6.1ps600kg		1	
作条機	8条		1	
トレンチャー	7psチェーン式		0.04	
スピードスプレーヤ	1000L		0.04	
揚水ポンプ	50mm		0.04	
ロータリーモア	自走6ps		0.04	
軽トラック	660cc4WD		1	
梨樹	ゴールド二十世紀		10	
梨樹	新甘泉		10	
梨樹	王秋		10	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

4 白ねぎ

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 1.2ha	白ねぎ（夏） 白ねぎ（秋冬）	0.5ha 0.7ha	2,100kg/10a 2,400kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
作業場	木造		30	・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
トラクタ	24ps4WD		1	・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
ロータリ	160cm		1	【農業従事の態様】
動力噴霧機	6ps		1	・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
草刈機	肩掛け式		1	【生産方式】
土寄せ機	6.6ps		1	・各作物とも栽培時期に応じた品種を組合せ、品質、収量を確保する。 ・計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷期の分散を図る。
皮むき機・コンプレッサー	1.9kw			
軽トラック	660cc4WD			

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

5 白ねぎ+アスパラガス

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.9ha	白ねぎ（秋冬）	0.35ha	2,400kg/10a	2.0人
畑 0.1ha	白ねぎ（夏）	0.05ha	2,100kg/10a	
	白ねぎ（春）	0.20ha	2,900ha/10a	
	アスパラガス（露地）	0.35ha	1,000kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
作業場	木造瓦葺		30	・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
トラクタ	24ps4WD		1	・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
ロータリ	160cm幅		1	【農業従事の態様】
管理機	6ps		1	・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
皮剥機一式	1セット(3相電動式)		1	【生産方式】
動力噴霧機	6ps可搬式		1	・各作型とも栽培時期に応じた品種を組合せ、品質、収量を確保する。
焼却用バーナー	7万kcal		1	・計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷期の分散を図る。
灌水用ポンプ	3ps			
低温貯蔵庫	1002L 290w			
軽トラック	660cc4WD			
グリーンアスパラガス	1年養成		35	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

6 白ねぎ+施設野菜（ほうれん草）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 1.0ha	白ねぎ（夏）	0.1ha	2,100kg/10a	2.0人
	白ねぎ（秋冬）	0.4ha	2,400kg/10a	
	ほうれん草	0.2ha	470kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
作業場	木造	60	・複式簿記記帳の実施により、財務	
ビニールハウス	6×50m	2	管理・資金管理を徹底する。	
トラクタ	24ps4WD	1	・家族経営協定の締結を通じ、経営	
ロータリ	160cm	1	内における世帯間の役割分担、労働	
動力噴霧機	6ps	1	時間、休日、休暇等の就業条件、収	
草刈機	肩掛け式	1	益の分配等について明確化する。	
土寄せ機	6.6ps	1	【農業従事の態様】	
掘取用管理機	3.5ps	1	・農繁期における臨時雇用の確保に	
皮むき機・コンプレッサー	1.9kw	1	より、過重労働を防止する。	
結束機	55w	1	【生産方式】	
灌水装置		1	・各作型とも栽培時期に応じた品種	
軽トラック	660cc4WD	1	を組合せ、品質、収量を確保する。	
			・計画的な播種、定植を行い、管理	
			作業、出荷期の分散を図る。	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

7 施設野菜（キュウリ・トマト・ほうれん草）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.4ha	半促成キュウリ 抑制トマト ほうれん草	0.2ha 0.2ha 0.2ha	8,300kg/10a 3,500kg/10a 950kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備> <規格・能力> <台数・面積>			【経営管理の方法】	
作業場、格納庫	6m × 15m		1	・複式簿記記帳の実施により、財務
ビニールハウス	6m × 50m		7	管理・資金管理を徹底する。
育苗ハウス	6m × 20m		1	・家族経営協定の締結を通じ、経営
トラクタ	4WD		1	内における世帯間の役割分担、労働
ロータリ	120cm		1	時間、休日、休暇等の就業条件、収
灌水ポンプ	2.2ps		1	益の分配等について明確化する。
管理機	3.5ps		1	【農業従事の態様】
動力噴霧機	可搬式6ps		1	・栽培管理を適期に行い、家族労力
軽トラック	660cc4WD		1	で経営する。
			【生産方式】	
			・キュウリは半促成作型で栽培し、 その後トマトを抑制作型で栽培す る。冬期間の次作の定植が始まるま でほうれん草を1作行う。	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

8 施設野菜（トマト・ほうれん草）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.4ha	半促成トマト 抑制トマト ほうれん草	0.2ha 0.2ha 0.2ha	4,500kg/10a 3,500kg/10a 950kg/10a	2.0人
生産方式				経営管理の方法・農業従事の態様
<主な資本装備> <規格・能力> <台数・面積>				【経営管理の方法】
作業場、格納庫(ビニールハウス)	6m×15m	1	・複式簿記記帳の実施により、財務	
ビニールハウス	6m×50m	7	管理・資金管理を徹底する。	
育苗ハウス	6m×20m	1	・家族経営協定の締結を通じ、経営	
トラクタ	15ps4WD	1	内における世帯間の役割分担、労働	
ロータリ	120cm	1	時間、休日、休暇等の就業条件、収	
灌水ポンプ	2.2ps	1	益の分配等について明確化する。	
管理機	3.5ps	1	【農業従事の態様】	
動力噴霧機	可搬式6ps	1	・栽培管理を適期に行い、家族労力	
軽トラック	660cc4WD	1	を中心に経営する。必要な雇用を適宜確保する。	
				【生産方式】
				・トマトは半促成の作型で栽培するが、早期（3月上～中旬）定植、早期（5月上～中旬）出荷により、収量確保と高単価維持に努める。
				・その後トマトを抑制作型で栽培し、冬期間の次作の定植が始まるまではほうれん草を1作行う。

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

9 施設野菜（いちご）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.5ha	いちご	0.2ha	3,500kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	
作業場、倉庫(ビニールハウス)	6m × 15m		1	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
ビニールハウス	6m × 50m		7	・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯間の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
育苗ハウス	6m × 40m		2	【農業従事の態様】 ・栽培管理を適期に行い、家族労力を中心に経営する。農繁期には必要な雇用を適宜確保する。
高設ベンチ	4畦 × 45m		7	【生産方式】 ・摘花を励行することで着果数を制限し、高品質生産、収穫、調製時間の短縮に努める。
育苗ベンチ	2列 × 35m		2	
動力噴霧機			1	
灌水施設			1	
軽トラック	660cc4WD		1	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

10 果樹（梨）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
樹園地 0.7ha	新甘泉 王秋	0.35ha 0.35ha	3,300kg/10a 4,500kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
作業場	作業場		50	・複式簿記記帳の実施により、財務
農機具格納庫	鉄骨スレート		6	管理・資金管理を徹底する。
梨棚	鉄柱鉄線吊り棚		70	・家族経営協定の締結を通じ、経営
トラクタ	24ps4WD		0.5	内における世帯員の役割分担、労働
ロータリ	160cm		0.5	時間、休日、休暇等の就業条件、収
トレンチャー	7psチェーン式		0.14	益の分配等について明確化する。
スピードスプレーヤ	1000L		0.14	【農業従事の態様】
ロータリーモア	自走6ps		1	・農繁期における臨時雇用の確保に
動力運搬車	5ps500kg		1	より、過重労働を防止する。
簡易加温機	ダクト式		1	【生産方式】
軽トラック	660cc4WD		1	・新甘泉と王秋の栽培により、収穫
梨樹	新甘泉		35	期の労力分散を図る。
梨樹	王秋35		35	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

1.1 果樹（柿）

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
樹園地 0.8ha	輝太郎 富有	0.4ha 0.4ha	2,200kg/10a 2,200kg/10a	2.0人
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	<経営管理の方法>
作業場	木造		50	・複式簿記記帳の実施により、財務
農機具格納庫	鉄骨スレート		6	管理・資金管理を徹底する。
柿棚	鉄柱鉄線		80	・家族経営協定の締結を通じ、経営
トラクタ	24ps4WD		0.5	内における世帯員の役割分担、労働
ロータリ	160cm		0.5	時間、休日、休暇等の就業条件、収
トレンチャー	7psチーン式		0.14	益の分配等について明確化する。
スピードスプレーヤ	1000L		0.14	【農業従事の態様】
ロータリーモア	自走6ps		1	・農繁期における臨時雇用の確保に
動力運搬車	5ps500kg		1	より、過重労働を防止する。
軽トラック	660cc4WD		1	【生産方式】
柿樹	輝太郎		40	・収穫時期の異なる柿を栽培することで労力分散を図る。
柿樹	富有		40	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

12 果樹（梨）+白ねぎ

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.1ha	新甘泉	0.25ha	3,300kg/10a	2.0人
樹園地 0.5ha	秋甘泉	0.25ha	3,800kg/10a	
	白ねぎ（秋冬）	0.10ha	2,400kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	
作業場	作業場木造50		50	【経営管理の方法】 ・複式簿記記帳の実施により、財務管理・資金管理を徹底する。
農機具格納庫	鉄骨スレート6		6	
梨棚	鉄柱鉄線50		50	・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化する。
トラクタ	24ps4WD 0.5		0.5	
ロータリ	160cm 0.5		0.5	
トレンチャー	7psチェーン式0.14		0.14	
スピードスプレーヤ	1000L 0.14		0.14	【農業従事の態様】 ・農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。
ロータリーモア	自走6ps 1		1	
動力運搬車	5ps500kg 1		1	
ライムソワー	230L 0.5		0.5	【生産方式】 ・梨と白ねぎの複合経営により、所得を確保する。
動力噴霧機	6ps 1		1	
草刈機	肩掛式1		1	
土寄せ機	6.6ps 1		1	・新甘泉、秋甘泉の混植栽培により、受粉作業の省力化を図る。
掘取用管理機	3.5ps 1		1	
皮むき機・コンプレッサー	1.9kw 1		1	
結束機	55w 1		1	
動力散布機	20L 1		1	
播種機	100箱/h 0.25		0.25	
軽トラック	660cc4WD 1		1	
梨樹	新甘泉25		25	
梨樹	秋甘泉		25	

別記2 経営類型ごとの経営規模等の指標

<個別経営体>

13 果樹（ぶどう）+白ねぎ

経営規模面積	作目名	生産規模	目標生産量	家族労働力
水田 0.3ha	無加温巨峰	0.1ha	1,400kg/10a	
樹園地 0.5ha	雨よけピオーネ	0.2ha	1,500kg/10a	
	雨よけシャインマスカット	0.1ha	1,800kg/10a	
	白ねぎ（秋冬）	0.3ha	2,400kg/10a	
生産方式			経営管理の方法・農業従事の態様	
<主な資本装備>		<規格・能力>	<台数・面積>	【経営管理の方法】
作業場	木造瓦葺		30	・複式簿記記帳の実施により、財務
農機具	鉄骨		3	管理・資金管理を徹底する。
ぶどう雨よけ（灌水込み）	鉄柱鉄線		30	・家族経営協定の締結を通じ、経営
動力運搬車	8.5ps500kg		1	内における世帯員の役割分担、労働
セット動噴	30 /min		1	時間、休日、休暇等の就業条件、収
トラクタ	24ps4WD		1	益の分配等について明確化する。
ロータリ	160cm		1	【農業従事の態様】
管理機	6ps		1	・農繁期における臨時雇用の確保に
草刈機	肩掛け式		1	より、過重労働を防止する。
皮剥機一式	1セット(3相電動式)1		1	【生産方式】
軽トラック	660cc4WD		1	・施設栽培を借受け無加温栽培を行
ぶどう樹	ピオーネ・シャインマスカット		30	う。
皮剥機一式	1セット(3相電動式)1		1	・雨よけ施設を導入する。
軽トラック	660cc4WD		1	
ぶどう樹	ピオーネ・シャインマスカット		30	